

23. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則，無線設備規則，居住衛生設備規則及びバラスト水管理設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (遠隔検査の取扱い)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則，無線設備規則，居住衛生設備規則及びバラスト水管理設備規則並びに関連検査要領中，遠隔検査の取扱いに関する事項について，その内容を解説する。なお，本改正は，2025 年 1 月 1 日以降に申込みのある船舶の検査に適用される。

2. 改正の背景

IMO 第 33 回総会において，2023 年 12 月 31 日までに改正された IMO の条約等を考慮した「検査と証書の調和システム（HSSC）に基づく検査ガイドライン」の改正が，決議 A.1186(33)として採択された。これにより，条約検査における遠隔検査の方法の取扱いが新たに追加された。

本会規則では，船級検査における遠隔検査の取扱いについては 2022 年 12 月に明確化したが，条約検査に相当する設備の検査における遠隔検査の取扱いについては，IMO における議論を待つべく，明確化を見送っていた。

このため，決議 A.1186(33)に基づき，関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 本会規則では，検査員立会による通常の検査方法に代えて，情報通信技術を活用することにより当該検査方法と同様の情報が得られる遠隔検査の実施を認める場合がある旨，以前より規定している。これに追加して，SOLAS, MARPOL 等の条約に基づく設備に対して遠隔検査を認めるには，当該検査の方法が，決議 A.1186(33)の 5.14 に従って主管庁が適当と認める検査方法である必要がある旨規定した。その際，従来の「臨時検査」に関する項から独立した「遠隔検査」に関する条を新設して規定することにより，読みやすさの向上も図った（海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.4.1，安全設備規則 2 編 1.6.1（日本籍船舶用），安全設備規則 2.5.1（外国籍船舶用），無線設備規則 2.8.1（日本籍船舶用），無線設備規則 2.4.1（外国籍船舶用）及びバラスト水管理設備規則 2 編 1.4.1 並びに関連検査要領）。
- (2) 日本籍船舶における安全設備や無線設備等に対する定期的検査は，船体や機関等に対する定期的検査と同時期に実施するという，国内法令に基づく従前の取扱いがより明確になるよう，関連規定を改めた（日本籍船舶用の安全設備規則 2 編 1.1.3，無線設備規則 2.1.2 及び居住衛生設備規則 1.1.3）。